

～住宅の新築・購入を支援します！！～

勝央町では、定住人口の増加と地域経済の活性化を図ることを目的として、平成27年4月1日以降に住宅を完成させた方、または建売住宅を購入された方を対象とした、『新築住宅普及促進事業補助金』を整備し、補助を行います。

1. 補助対象となる住宅

- ・台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、町内に自ら居住するために建築される一戸建て住宅（延床面積66平方メートル以上の住宅で、建売住宅を含む。）店舗兼住宅の場合は、居住専用部分が上記条件を満たすこと。

※既存住宅を除去して、同一場所に新築する場合は対象となりますが、増改築及び模様替えは対象となりません。

2. 補助対象となる方

次の①～③のすべてに該当する方。

- ① 平成27年4月1日以降に、町内に自ら居住するための住宅を完成させた方、または購入する方
- ② 新築または購入した住宅に、補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思のある方（生活の本拠とする方に限ります。）
- ③ 世帯全員が町徴収金に未納がない方

※町徴収金とは、勝央町税及び税外収入金（保育料、町営住宅家賃、上下水道料金、下水道受益者負担金等）のことをいいます。

※令和3年3月末までに交付完了する必要があります。

3. 補助内容

- ① 町内在住者の方 … 一戸あたり10万円
(補助金交付の事前申込みのあった日において、町内に住所を有する方)
- ② 町外在住者の方 … 一戸あたり20万円
(補助金交付の事前申込みのあった日において、町外に住所を有する方)

4. 受付期間

令和2年度：令和2年4月1日～令和3年3月25日（閉庁日を除く）
(ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。)

5. 申込み方法および手続きについて

裏面をご覧ください。

6. 申込み・問い合わせ先

〒709-4316 岡山県勝田郡勝央町勝間田201

勝央町役場 産業建設部 TEL：0868-38-3112 FAX：0868-38-3120

E-mail：sangyou@town.shoo.okayama.jp



7. 注意事項 ①

次の①～③のいずれかに該当する方は、補助を利用できません。

- ① 同一世帯で、既に補助金の交付を受けている方
- ② 国、県又は町等からの移転補償、損害賠償等の補填を受けて住宅を新築または購入する方
- ③ 勝央町暴力団排除条例（平成23年条例第8号）第2条第1項第2号に定める暴力団員

8. 注意事項 ②

次の①～④のいずれかに該当すると認められた場合、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

- ① 補助金交付申請日から5年以内に生活の本拠を対象住宅から移すこととなったとき。
- ② 新築または購入をした住宅を、売却または譲渡したとき。
- ③ 提出書類に虚偽の事項を記載し、または補助金の交付に関して不正な行為があったとき。
- ④ ①～③に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

申請手続きのながれ

(事前相談) 住宅の新築・購入をご検討されている方は、勝央町役場産業建設部までご相談ください。

(申) : 申請者 (町) : 勝央町

(申) ①補助金交付の事前申込 … 住宅の新築に係る工事請負契約または建売住宅の購入に係る売買契約の締結後、速やかに事前申込書に必要書類を添えて提出してください。



(町) ②補助金申請予定者の決定 … 提出された書類等を審査し、適当と認められた場合は、「補助金交付申請予定者決定通知書」により通知します。



(申) ③補助金の交付申請 … 住宅の完成後、または建売住宅の購入後、交付申請書に必要書類を添えて、②の通知のあった日から起算して1年以内に提出してください。



(町) ④補助金の交付決定 … 提出された書類等を審査し、適当と認められた場合は、「補助金交付決定通知書」により通知します。



(申) ⑤補助金の請求 … 補助金交付請求書に、④の交付決定通知書の写しを添えて提出してください。



(町) ⑥補助金の交付 … 請求書に記載していただいた口座に振り込みます。

(事業の完了)

②～③の間は期間が開きますので、書類の紛失にご注意ください。